令和８年度

世羅町都市計画審議会議事録

第１回

世羅町建設課

会議名		令和８年度第１回世羅町都市計画審議会
日時		令和８(2026)年 10 月 30 日(金)午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分
会場		役場本庁舎２階　第１会議室
出席者	委員 (敬称略)	［学識経験者］石井・矢崎・井口・土居 ［町議会議員］松尾・上本 ［　町　民　］神田・沖
	事務局	［ 建 設 課 ］建設課長、建設係長、建設係主任 ［上下水道課］上下水道課長、上下水道係主任
議事日程		１　開 会 ２　町長あいさつ ３　諮問 ４　議 事 第１号議案 世羅甲山都市計画用途地域の変更について（案） 第２号議案 世羅甲山都市計画下水道の変更について（案） ５　閉会
配布資料		次第 委員名簿 第１号議案 世羅甲山都市計画用途地域の変更について（案） 第２号議案 世羅甲山都市計画下水道の変更について（案）
会議の様子		





令和８年度第１回世羅町都市計画審議会

（午前 10 時 00 分開会）

1　開会

（建設課長）

それではお待たせいたしました。定刻となりましたので、令和 8 年度第 1 回世羅町都市計画審議会を開催いたします。委員の皆様には、ご多用のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

まず、本日の資料について確認いただきます。まず次第、委員名簿、配席表、議案書をお配りしております。

それでは続きまして、本日の会議の運営について 3 点ご案内いたします。会議中の発言や議事の説明、質疑応答につきましては、着席のまま行っていただきたいと思います。次に、議事録作成のため録音させていただきますので、ご了承ください。最後に、本日の終了時刻は午前 11 時頃を予定しております。進行へのご協力をよろしくお願いいたします。

ここで、前回の審議会以降に委員の交代がございましたので、ご紹介いたします。お手元の委員名簿をご覧ください。新たに 1 名の方にご就任いただいております。令和 8 年 10 月 19 日付で、世羅町で楽しい子育てを考える会の土居志帆実行委員長にご就任いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議の成立についてご報告いたします。本日は委員 10 名中 8 名が出席されております。宮本会長と玉浦委員からは、今朝、急きょ出席できなくなったとの連絡をいただいております。委員の半数以上が出席されておりますので、世羅町都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、本日の会議は有効に成立することをご報告いたします。また、宮本会長が欠席されるため、条例第 5 条第 3 項に基づき、会長からあらかじめ会長代理として指名されております沖委員に、本日の議事進行をお願いいたします。

2　町長あいさつ

（建設課長）

続きまして、次第２　開会にあたりまして、奥田町長よりご挨拶いたします。
町長、よろしくお願いいたします。

（町長）はいそれでは失礼いたします。委員の皆様方には、当審議会にご出席賜り、

ありがとうございます。秋も終盤となり、一雨ごとに寒くなっていくのかなと思います。昨日も北海道、沖縄、青森ではかなりの雪が降ったというニュースがございました。世羅町も寒いところではありますので、インフルエンザも流行っているようですので、どうぞご自愛いただければと思います。

本日の都市計画審議会でございますが、都市計画は、将来にわたって安全で快適な生活環境を確保するとともに、地域の特性を生かした持続可能なまちづくりを進める上で、極めて重要な役割を担っております。本日の都市計画用途地域の変更につきましては、地域の土地利用の実情や今後のまちづくりの方向性を踏まえ、適切な土地利用の誘導を図っていくものでございます。

また、都市計画下水道の変更につきましても、地域の状況や下水道整備の方針等を踏まえ、良好な生活環境の確保と、将来を見据えた都市基盤の整備を進めるために必要なものでございます。

よりよいまちづくりを実現していくための大切な取組でございますので、本日ご出席いただいた皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますとともに、町のまちづくりに、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

3　諮問

（建設課長）　ありがとうございました。続きまして、諮問でございます。町長、お願いいたします。

（町長）　それではよろしくお願いします。世建第 451 号、令和 8 年 10 月 30 日、世羅町都市計画審議会　会長　宮本幸三様、改め沖会長代理様。世羅町長　奥田正和。世羅甲山都市計画用途地域の変更について諮問いたします。このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、審議会の意見を求めます。あわせまして、世羅甲山都市計画下水道の変更について諮問いたします。このことについても、同法の規定により、審議会の意見を求めます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（建設課長）ありがとうございました。ご着席ください。ここで町長は、ほかの公務のため退席されます。

それでは、以降の議事進行につきましては、世羅町都市計画審議会条例第 5 条により、会長代理にお願いいたします。

（沖会長代理）　皆様、よろしくお願いいたします。それでは次第に沿って議事を進めてまいります。本日は、お手元の次第にございますように議案が 2 件ございますので、1 件ずつ進めていきたいと思います。第 1 号議案は、世羅甲山都市計画用途地域の変更に関する議案となります。それでは、第 1 号議案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

4　議事

第 1 号議案　世羅甲山都市計画用途地域の変更

（事務局）　議案の説明に先立ちまして、本日の 2 件の議案についてご説明いたします。都市計画用途地域及び都市計画下水道の変更につきましては、都市計画法第 15 条に基づき町が定め、第 19 条に基づき都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定することとなっております。本日提示します用途地域及び下水道の変更案につきましては、同法第 19 条第 3 項による県知事との協議を行い、県の都市計画との適合、また都市計画の種類ごとの判断基準への適合について確認しております。また、同法第 16 条第 1 項による住民の意見を反映させる措置として住民説明会の実施や、関係機関との協議を経て作成しております。それでは、議案第 1 号、世羅甲山都市計画用途地域の変更について説明いたします。
資料 1 の概要説明書をご覧ください。
変更を予定しておりますのは、世羅甲山都市計画区域の用途地域で、現在の面積は合計 242.8 ヘクタールで、変更後は 250.7 ヘクタールとなる予定です。用途地域につきましては、当初、平成 8 年 4 月 1 日に設定しております。その後、平成 14 年 11 月 26 日に、建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴い、建ぺい率を指定する変更を行っております。区域の変更につきましては、これまで変更はなく、この度が初めてとなります。
　変更する地域につきましては、資料左下に記載しております西上原地区と本郷地区、寺町地区の 3 地区 4 か所を予定しております。なお、令和 8 年 1 月 8 日開催の都市計画審議会では、こちらの案に加えて、現在セラケムの工場があります、本郷（芦田川）地区を含めた 4 地区について検討しておりました。その後、県都市計画課と協議する中で、都市計画マスタープランの目標に掲げております、幹線道路沿線部への商業・福祉施設等の都市機能が集積したコンパクトなまちづくりという観点から、幹線道路沿線に工業地域を設定すべきではないと判断し、変更地区から除外いたしました。このことにつきましては、6 月 29 日付の書面にて報告をさせていただいております。

それでは、各地区について説明いたします。各変更予定地区の拡大図は資料2、資料3にありますので、あわせてご覧ください。
まず西上原地区、エディオンやザグザグの立地する地区でございます。
面積は約2.9ヘクタールで、準工業地域から近隣商業地域へ変更します。
次に、本郷地区、世羅小学校から手綱川を隔てた東側の地区でございます。
面積は約2.4ヘクタールで、準工業地域から第一種住居地域へ変更します。
次に寺町地区の3-1、マックスバリュやナフコが立地する地区でございます。
面積は約4.8haで、現在用途地域の指定は無く、新たに近隣商業地域を指定します。
同じく寺町地区の3-2、3-1の北側にある住宅地です。
面積は約3.1ha、こちらも現在用途地域の指定は無く、新たに第二種住居地域を指定します。
各用途地域及び合計の面積については、資料2の新旧対照表をご参照ください。
各地区の変更理由につきましては、資料1の2都市計画を変更する理由に記載しております。それぞれの現況の土地利用の実態を踏まえ、まちづくりの方針に沿った形で用途地域の変更を行います。
次に、地元への説明状況についてでございます。住民の意見を反映させる措置として、令和8年7月31日にせら文化センターにて地元説明会を行っております。出席者は2名で、都市計画変更案に対する意見はありませんでした。また、9月18日から10月5日までの期間､建設課窓口及び町ホームページにて案の縦覧を行っており、建設課窓口での縦覧者はありませんでした。また、意見の提出もありませんでした。
以上で第1号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（沖会長代理）　ただいま事務局から説明がありました内容につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（松尾委員）　地元説明会が開催され、出席者が2名というのはすごく少ないのではないかと思うのですが、これはどういった形でお知らせ、周知されたのでしょうか。
（事務局）　広報紙の7月号とあわせて大田地区、甲山地区の全戸へチラシを配布して周知をさせていただきました。

（松尾委員）　そうですか。周知ができていなくて2名しか参加できなかったのかなと思っていたのですが、周知はされていたけれど、興味がなく、関心がなくて来られなかったということでよろしいですか。

（建設課長）　事務局としましては、そのように受け止めております。

（松尾委員）　もう１つ、町ホームページでも見られるようにされていたということですが、役場の建設課には見に来られる方がいなかったと先ほど報告されていました。ホームページの中で閲覧された方がどのくらいいらっしゃるか確認できるものだったのでしょうか。それとも、確認できないものだったのでしょうか。

（事務局）　ホームページの閲覧人数については、確認できておりません。

（矢崎委員）　先ほどの周知の件ですが、関心がなかったというのは理解できるような気がします。我々は「近隣商業地域」や「第２種住居地域」と言われると、何となくこういうものだと理解できます。しかし、一般の人は、用途地域が変わることでどのようなリスクがあるのか分からないと思います。「用途地域が変更になりました」というだけでは周知にならず、用途が変わることでこういうリスクがあるので皆さん聞いてください、という周知でないと、興味そのものが持たれないのではないかと思います。

実際、今回の「近隣商業地域」や「第２種住居地域」への変更で大きな影響はないとは思いますが、周知の方法について、概要をもう少し、全く知らない人でも分かるような内容にできないでしょうか。危機をあおるという言い方はよくないのでしょうが、こういうことが変わって不便になる可能性があります、ということがないと、人は来ないような気がします。文章がよいのか、ビジュアルで説明するのがよいのかは分かりませんが、そのような周知が必要なのではないかと思います。その上で参加者が２人であれば、仕方がないかなと思います。

（事務局）　６月末に書面で委員の皆様に住民説明会の資料を送付しておりますが、委員がおっしゃるように事務局としても同じように考えておりまして、「用途地域を変更します」というだけでは分からないと思いますので、この地域はこういう特徴があります、これからこうなります、という解説もチラシの方に掲載しています。

（矢崎委員）　その上で興味を持たれなかったら仕方がないという判断なのか、来られない人だけでなく、来られない、あるいは来ない人に対して、今度はどういう対応をするのかという気が少しします。他市町の会議で用途地域の変更について話があったときにも、見ても分からない、紙を見ても分からないけれど、いざ変わってみると困ったことが多い、という意見がありました。その辺の周知について、参加者が２名

というのは、なかなか厳しいのではないかと思います。

（建設課長）　事務局としましても、正直、2 名というのは大変少ない数字だと受け止めております。今回、対象地区全体を含めて 1 か所での開催となってしまったことが一番大きいのかなと思っております。地区ごとの説明会を設けて、個別に説明するという方法もあったのではないかと、今考えているところでございます。

（沖会長代理）　ほかにございますでしょうか。ほかにないようでしたら、第 1 号議案につきまして、原案のとおり決定してもよろしいでしょうか。

（委員一同）　異議なし。

（沖会長代理）　異議なしということで、第 1 号議案につきましては原案のとおりとさせていただきます。ありがとうございました。

第 2 号議案　世羅甲山都市計画下水道の変更

（沖会長代理）　続きまして、第 2 号議案は世羅甲山都市計画下水道の変更に関する議案となります。それでは、第 2 号議案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）　第 2 号議案についてご説明いたします。公共下水道事業は、生活環境の改善等のために平成 11 年 12 月に都市計画決定を行い、平成 14 年 8 月及び平成 18 年 3 月に軽微な変更を行っております。平成 12 年度に事業に着手し、平成 21 年 4 月に一部供用を開始しております。

今回変更前の事業計画面積は、先ほど建設課から説明がありました用途地域と同じ約 243 ヘクタールでございます。変更後は 125 ヘクタールとなる予定です。一部供用開始以降も整備工事を進めてまいりまして、現在までに約 110 ヘクタールを整備してまいりました。

（事務局）　今回の変更は、既設の汚水処理施設の能力の範囲内で、世羅町立地適正化計画において居住誘導区域として設定された箇所を考慮しつつ、全体区域の縮小を行うものになります。資料 1 の 3 に新旧対照図を掲載しております。こちらが今回縮小される区域を示しております。資料 2 は新旧対照表で、変更前、変更後の面積を示

しております。資料３は、資料１の３新旧対照図の拡大版になります。

続きまして資料４は、現在の下水道の整備済み区域図になります。着色されているところが、現在下水道が整備済みで使える状態になっている区域です。こちらと新旧対照図を見比べていただくと分かりやすいと思います。今回、居住誘導区域が設定された中で、現在整備済みの下水道に近接しているなどの要因から、効果的な下水道整備が可能な区域を、今後も事業計画として残して整備していくこととしております。

大まかに言いますと、世羅警察署東側、世羅町役場北側、世羅めぐみ認定こども園東側、世羅高校南側の一部です。こちらは現在整備済みの下水道管に対して効果的に布設できるということで、今後事業計画を策定し、整備を続けていく予定としております。それ以外の区域につきましては、今回の変更において縮小したものです。公共下水道区域外となった地域につきましては、現在、世羅町では合併浄化槽設置補助事業を行っておりますので、引き続きそちらで水環境の改善に取り組んでいくことと考えております。

地元への説明状況ですが、先ほどの建設課と一緒に同会場で説明会を実施いたしました。出席者は２名で、意見はございませんでした。縦覧についても同様に行い、意見はございませんでした。以上で第２号議案の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

（沖会長代理）　ただいま事務局から説明がありました内容につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（矢崎委員）　下水についてですが、下水の処理場があると思います。あれができて随分経っていて、何年かに１回、相当な金額で改修をされていると思います。随分前に調べたので金額は忘れましたが、結構な金額で、定期的に改修があったり、問題が起こったりする状況だったと思います。

その中で、今、世羅町は人口減少が続いています。下水をまだ整備されていないところに少し広げるという話もあったと思いますが、逆に縮小して、大きな施設を町全体で持っておく方のリスクが高いのではないかと個人的には思います。下水がどうしても必要な地域はあると思いますので、一定の区域、例えば団地のようなところで１か所に集めて、それを処理場へ持っていくなど、そういう工夫に変えていかないと、10 年、20 年先を見たときに下水道を維持するのが大変なのではないかと思います。

逆に、縮小していく方が、災害が起きたときも比較的安全なのではないかと思います。まだ整備されていないところをあえて整備するよりも、浄化槽で対応する方がよいのではないでしょうか。もちろん、浄化槽が入らない地域もあるので、そこは考え

なければいけません。短期で見たらよさそうに見えますが、長期で見たときに予算が厳しくなるのではないかと思いますが、どうでしょうか。

（上下水道課長）　今回の区域変更におきましても、今ご指摘いただいたような将来的な費用等を加味しながら検討を行ったところでございます。現在ある処理場につきましては、1日1,000トンの処理能力で運営しておりまして、稼働率といたしましては4割程度にとどまっております。既存施設をしっかりと有効に使うという点で、まだ余力があると判断しております。

また、大幅な設備投資が必要になってきますので、資料4の5ページをご覧いただければと思います。黄色に着色したところが、令和7年8月に供用開始した区域でございます。こういった整備済み区域に隣接したところで、効率のよい場所のみを選定して整備を進めていく考え方を持っております。今後、大きな範囲で幹線を延長することは行わず、面的な整備で効率のよいところから取り込んでいく、処理能力に見合った規模に計画区域を縮小していく考えです。

一方で、処理能力や施設の更新の点についてご指摘いただきました。大幅な設備更新等も生じてくるのではと懸念がございます。供用開始から一定の期間が経過しており、順次メンテナンスが必要になっております。本年度におきましても、撹拌機等の大規模な施設整備を行っているところでございます。施設整備をきちんと行いながら、効率のよい整備を今後面的に進めていくことで、加入率を上げ、稼働率も上げていきたいと考えております。今後、処理能力に見合う区域を設定する中で、居住誘導区域との整合を図った上で、どこまでが整備可能な区域かを勘案しながら、縮小する区域と今後整備を続けていく区域の計画を立てたところでございます。

（矢崎委員）　先ほどの処理能力の4割についてですが、整備するときに、今4割しか使っていないのであれば、施設を改修するときに小さくしてしまえば、それに対する機械やメンテナンスの金額も下がるのではないかと思います。4割ということですので、今の処理能力を例えば半分まで下げれば、この先のメンテナンス代も下がるのではないでしょうか。

そうすると、今拡大しようとしているところも投資せずに、浄化槽の設置で賄っていく。できるだけ長期にわたってお金が出ないようにしていかないといけないのではないかと思います。当然今あるものを使うのは大事ですが、今お金をかけて処理施設を小さくできるのであれば、規模を小さくする方が、長い目で見たらコスト面でプラスになるのではないかと思います。その辺りは何か試算をされているのでしょうか。

（**上下水道課長**）　処理能力等についてですが、当初の計画では、2,500 トン規模を 3 池つくるような大規模な計画でございました。その後、現在は 1,000 トンの処理能力の 1 池を整備して供用しております。今後、処理池を増やすことは考えておらず、既存の処理能力で事業を行っていきます。既存施設の改修が必要になったときには、ダウンサイジングなどの検討を行う必要があると考えております。

現在は処理能力の 4 割程度を使っていると説明しましたが、この計画ですべてを整備し終わったときには、設定では約 800 トンで賄える区域を設定しているところでございます。今後、施設の改修が必要となった時点で、使用状況等を勘案して更新していくと考えております。具体的な事業費の試算まではまだ行っておりません。減価償却の観点から、施設の償却期間はまだ一定程度残っておりますので、具体的な試算までは行っていないところです。

（**矢崎委員**）　そうなると、今の中心市街地の人口が増えているのか減っているのかというところも重要になってくると思います。この間、知り合いに子どもが生まれて話に出たのですが、あと 6 年、7 年後には小学校に入学する同級生が 6 人とか 7 人になってしまうという人口比率の中で、中心市街地の人数が減っていくのではないかと思います。

今は維持できていても、本当にこの規模が妥当なのかというところも、人口比率、特に中心市街地の状況を見ながら考える必要があると思います。どのくらい人口が減っていくかによって小さくしていかないと、今下水管を延ばしてもリスクだけが残るのではないでしょうか。下水管のメンテナンスも将来的に必要になりますし。その金額を見越して、処理施設を小さくしたり、補助金の方に回したりする方が、100 年先を見たときにはプラスになるような気がします。その辺りは検討要素に入っているのでしょうか。

（**上下水道課長**）　委員から、長期的な視点での捉え方、人口減少の捉え方等についてご質問いただきました。この計画変更におきましては、居住誘導区域を新たに設定し、そこに都市機能を集約していくという考え方を持っております。これとの整合が必要であるということで、居住誘導区域との関係を考慮しつつ計画を設定しております。

ご指摘のとおり、人口につきましては今後減少が確実な状況でございます。ただ、これまで公共下水道の整備と同時に供用開始区域を広げてきており、その間、一定程度接続をいただいておりますが、まだ十分な接続状況ではございません。既に浄化槽が整備されている区域に供用開始区域を広げておりますので、順次接続をいただいて

いる状況で、今後も接続数は伸びていく見込みがございます。そのため、人口減少が直ちに下水道施設の利用率低下につながるという直接的な影響は考慮しておりません。

今後、施設の更新や管路のやり直しなど、大規模な改修が必要になったときには、人口減少等も出てきていると考えておりますので、将来的な捉え方として人口減少を見ているところでございます。

（矢崎委員） 先ほど、まだ浄化槽を設置されている家庭は下水に接続されていないということでしたが、下水に接続する魅力がその人たちになければ接続されないと思います。特に井戸水などを使われていると、水道と井戸水に加えて下水道料金が発生するのであれば、自分のところの浄化槽を使った方がよいと考えて加入しない人もいると思います。これから接続が大きく伸びる可能性は低いような気がします。

それとは別に、下水道が通ったら浄化槽はやめて、必ず下水に接続しなければいけないというルールがあったような気がします。強制的にでも接続してもらわなければいけない部分も出てくるのかと思いますが、その辺りをどういうふうに線引きされているのでしょうか。

（上下水道課長） 浄化槽との関連でございます。下水道につないでいただいた方が有利であるという明確なメリットがあれば、接続していただけると思いますが、現状として、既存の浄化槽をお使いの方や井戸水をご使用の方にとって、新たな料金負担が増えるイメージがあることは承知しております。法的には、供用開始後3年以内に接続してくださいという規定になっております。実際には、なかなか強制できるものではございません。

世羅町としては、浄化槽の設置や維持管理に対して支援を行っておりますが、3年経過後はその支援が受けられないという形で、下水道への接続を誘導する施策を行っております。また、下水道に接続いただくと、汚水の排出者としての責任を料金の支払いによって果たすことができ、自分で浄化槽を維持管理して使っていく責任がなくなるというメリットも説明しながら、今後も接続を促していきたいと考えております。

（矢崎委員） そうなると、これから下水に接続する人が伸びる可能性は、あまり高くないように思います。もちろん新築であれば下水道になるのでしょうが、今ある浄化槽を使わないという選択肢はなかなか出てこないのではないかと思います。そうすると加入率が大きく上がることはないと思いますので、処理施設を小さくして、目先ではなく将来的なコスト減を検討していただいた方がよいような気がします。

例えば、本通りなどは場所がないので、1か所に集める場所をつくって、そこから

処理施設へ持っていく方法もあるでしょうし、今ある配管を使った方が当然よいと思います。その辺りは詳細に話し合いながら決定する部分だと思いますが、既存のままでいくと赤字負担がずっと続くと思いますので、少しずつ縮小する方が理にかなっているのではないかという個人的には思います。

（上下水道課長）　ご意見ありがとうございます。国におきましても、基本計画にとらわれず、現地の状況によっては、集合処理から小型の分散型へという方向性が打ち出されております。防災の面からも、そうした考え方が広まってきておりますので、施設の更新など、長期的な視点で事業を捉えたときには参考にしていきたいと考えております。ありがとうございます。

（沖会長代理）　ほかにご意見はいかがでしょうか。

（井口委員）　下水道の加入率を上げるために、私が思うことではありますが、例えば集合住宅ですと一気に戸数が増えますので、そういった大家さんに対してのアプローチはされているのでしょうか。
（事務局）　集合住宅の大家さんや管理会社さんには、整備に着手する時点で、公共桝の位置決めなどについてご相談する際に、今後の加入についてご案内をさせていただいております。ただ、私が聞いた範囲では、家賃の関係もあって、なかなか踏み切れていない方が何件かいらっしゃると聞いております。案内はさせていただいております。

（井口委員）　家賃の関係について、私が管理している立場から申し上げますと、浄化槽に関しては大家さんが一括して管理費を払っています。下水道に切り替えた場合は入居者の方が負担するパターンも多いので、大家さんにそのメリットを話せば、分かっていただける方も過去にはいらっしゃいましたので、今後もそれを続けた方がよいと思います。

（事務局）　ありがとうございます。

（沖会長代理）　ほかにご意見はいかがでしょうか。

（矢崎委員）　先ほど、都市計画の説明と一緒に浄化槽についても説明されたということですが、浄化槽の方が広域になるのと、直接的な個人の負担の問題も出てくると

思いますので、より多くの意見が必要になってくると思います。先ほど井口委員が言われたようなメリット、デメリットもあると思いますが、告知のときに、そのような内容も同じように配られたのでしょうか。ビジュアルで分かりやすく、金銭的にも分かりやすく、興味を持ってもらえるような告知だったのかが気になります。

（上下水道課長）　供用開始するときに、先ほど申し上げました浄化槽に対する補助がなくなり、下水道へ接続してくださいということも説明しております。対象となる方には、下水道事業のしおりを配っておりまして、下水道の仕組みについて、分かりやすいものを準備しております。接続していただく際には、3 年以内に接続いただいた場合の支援など、そういった施策とあわせてしおりを配るなどして、対象の方には説明させていただいております。

（矢崎委員）　この辺りになると、民間の営業に近いところがあると思います。今、あなたの家は浄化槽で 1 年間にこれだけかかっています。町の補助があるのでこれだけですが、実際は例えば 3 万円かかっています、下水道で仮に 1 人暮らし、2 人暮らしの場合に平均で何リットル使っていて、水道を使ったら下水道料金はいくらになるのか、という明確なものがあれば、接続しようと思う人もいると思います。

具体的な数字がないまま、得なんですよ、自然に貢献していますよ、下水道の責任は町が持っていますよ、と聞いても、なかなか理解しにくい部分があります。例えば平均数値を用いて、下水道に入った方が年間 2,000 円、3,000 円安いですよ、ということが明確になれば、接続率は上がると思いますので、そういったことも検討いただけたらと思います。

それとは別に、縮小する方がよいと思っている部分もあります。もちろん今の状態では加入率を増やさなければいけないのですが、増やしたとて、人口は必ず 100 年後には減っていくのであれば、浄化槽の範囲は狭くした方がよいと思います。両方の意見があります。

（事務局）　合併浄化槽と下水道の比較ですが、どちらも使い方によって金額が異なりますので、一概には言えません。ただ、おおむね下水道の年間使用料と合併浄化槽のし費用は、現在、同じくらいの金額と想定しております。

合併浄化槽は個人所有のものですので、ずっと使えるものではありません。20 年、30 年たっているものについては不具合が出てくるものもあり、修繕や入れ替えをするとなると多額の費用が発生します。一方、下水道は整備する際に、浄化槽の放流口付近に接続するようにしていますので、軽微な工事でできるような計画で整備しているところでございます。

古い合併浄化槽ですと、例えば少人数世帯でも床面積で規模が決まっており、過大な容量がついている場合もあり年間の維持管理費で6万円、7万円を払われている例もございます。人口減少で2人世帯などの場合、下水道の使用料金はおおむね月々4,000円程度、年間で4万円から5万円になると思いますので、こういった場合は下水道の方が有利な設定になっていると考えております。

（沖会長代理）　ほかにご意見等ございますでしょうか。ほかにないようですので、第2号議案につきまして、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
（委員一同）異議なし。

（沖会長代理）　異議なしということでございますので、第2号議案につきましては原案のとおりとさせていただきます。ありがとうございました。
本日の議事は以上になります。第1号議案、第2号議案につきまして、原案どおり承認ということで、町長への答申につきましては、私、会長代理に一任させていただいてもよろしいでしょうか。

（委員一同）異議なし。

（沖会長代理）　ありがとうございます。それでは、後ほど私から町長へ答申させていただきます。ほかに特にご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。それでは事務局へ進行をお渡しいたします。

5　閉会

（建設課長）　ありがとうございました。沖会長代理、ありがとうございました。本日、皆様に原案どおり承認いただきました、世羅甲山都市計画用途地域及び下水道の変更につきましては、審議会から町長へ答申いただいた後、都市計画の告示をもって効力が発生いたします。本日は委員の皆様には、ご多用のところご審議いただき、誠にありがとうございました。
以上をもちまして、令和8年度第1回世羅町都市計画審議会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（午前11時00分　閉会）